

入院時における「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

～入院時において医療費や食事代が減額される制度があります～

- ・「限度額適用認定証」とは、入院時の一部負担金が自己負担限度額までとなる認定証のことで、所得に応じて、自己負担限度額の適用区分は決まります。
※70歳未満の方は、国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付は受けられません。

- ・「標準負担額減額認定証」とは、入院時の食事代が減額される認定証のことで、住民税非課税世帯の方が対象となります。



■申請に必要なもの ・被保険者証 ・印鑑

～更新のお知らせ～

現在お持ちの「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成19年7月31日までとなっています。継続して入院される場合、更新は8月31日までに申請を行ってください。

- 注 意 事 項
- ・なお期限を過ぎて申請されると、認定日が遅れることになります。
 - ・「標準負担額減額認定証」は、申請時の課税状況によって該当しない場合があります。

- 申請に必要なもの
- ・被保険者証
 - ・高齢受給者証（高齢受給者のみ）
 - ・老人医療受給者証（老人医療受給者のみ）
 - ・現在お持ちの認定証
 - ・印鑑

■申 請 先

国民健康保険の方・高齢受給者は、健康福祉課国民健康保険係及び各支所市民係
老人医療受給者は、高齢者支援課老人保健係及び各支所市民係

■問い合わせ先

健康福祉課国民健康保険係 TEL 22-3167
高齢者支援課老人保健係 TEL 22-3145

高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成19年7月31日までとなっていますので、前年の所得や収入により負担割合を判定し、更新したものを7月下旬にご自宅へ郵送します。

問い合わせ先 健康福祉課国民健康保険係
TEL 22-3167

特定疾病療養受療証の更新について

国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方で、「人工透析を必要とする70歳未満の方」は、有効期限が平成19年7月31日までとなっていますので、前年の所得により自己負担限度額を判定し、更新したものを7月下旬にご自宅へ郵送します。

問い合わせ先 健康福祉課国民健康保険係
TEL 22-3167